

## ★令和7年度稲城市農業委員会活動指針を提出しました～

4月10日(木)に開催された農業委員会総会において、令和7年度稲城市農業委員会活動指針が議決され、会議後に市長公室にて農業委員会より稲城市長へ提出しました。本指針では、重点活動に①都市農地の確保に向けた取組み、②認定農業者に対する支援体制の強化、③援農ボランティアの育成支援および受入れ促進、④地域農業への理解と地産地消の推進、⑤農業委員会活動の積極的推進を定めており、農業委員会は本指針に基づき、稲市の農業の更なる発展に向け、活動してまいります。



## ★令和7年度農業関連予算

以下のとおり抜粋しましたので、紹介いたします。

【農政関係】	金額 (千円)	主な内容
・一般事務費	527	農政連絡員報償・旅費・消耗品費ほか
・農業環境対策事業	4,911	害獣捕獲委託・防薬対策・減農薬促進・防臭対策
・地産地消推進事業	255	給食用野菜出荷量に応じた補助
・農産物品評会	166	農産物品評会用消耗品費
・農業近代化利子補給事業	1	利子補給補助金
・都市農業推進事業	50,602	都市農業推進事業・援農ボランティア推進事業・青壯年部補助・市民交流事業・大丸用水補助金
・農業後継者等育成事業	3,214	認定農業者経営改善支援補助金
【農業委員会関係】		
・農業委員会運営費	7,639	農地利用状況調査・農業委員研修・旅費 ・農業会議拠出金・顕彰事業
合計	67,315	

## ★農業委員会活動日誌(令和7年2月～令和7年4月)

2月4日(火)	南多摩地区農業委員会協議会 講演会
2月7日(金)	稲城市・東京南農業協同組合連絡協議会
2月10日(月)	第2回稲城市農業委員会総会
2月20日(木)	第66回東京都農業委員会・農業者大会
2月26日(水)	国分寺市農業委員会の視察受け入れ
3月10日(月)	第3回稲城市農業委員会総会
3月26日(水)	3市農業委員会・JA連絡協議会
4月10日(木)	第4回稲城市農業委員会総会
4月10日(木)	活動指針提出

稲城市農業だより No. 152

完 熟

令和7年5月1日発行

発行：稲城市農業委員会  
稲城市役所産業文化スポーツ部経済課  
所在：稲城市東長沼2111番地  
電話：(378) 2111 (内線675)

## 企業的農業経営顕彰 ・農業後継者顕彰事業



第66回東京都農業委員会・農業者大会の様子

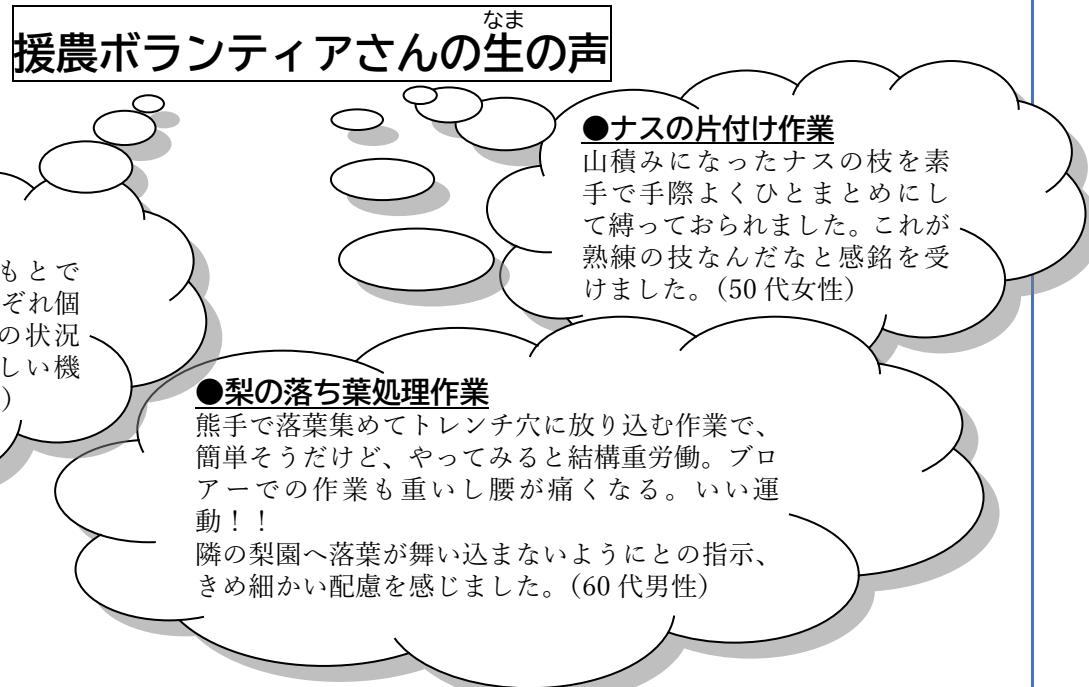
おめでとうございます！

2月20日(木)に開催された第66回東京都農業委員会・農業者大会において、「企業的農業経営顕彰及び農業後継者顕彰」受賞者の表彰式が行われました。

企業的農業経営顕彰において、押立の川崎美壽さん、和子さん夫妻が東京都産業労働局長賞を受賞されました。お祝い申し上げます。

## 援農ボランティア受入先農家を募集します！

稻城市では現在 50 名ほどの援農ボランティアが活動しておりますが、ボランティア活動を受け入れる農業者が少なく、活動できる場が少ないのが現状です。当市の援農ボランティアは、稻城農業の発展に貢献したい熱い思いをお持ちの方々ばかりですので、市内農業者の皆様には是非ボランティアの受入をお願いいたします。



**作業内容** 野菜・果樹・草・花卉栽培にかかる様々な作業  
(播種から収穫まで、その他除草作業、堆肥作りなど)

**受入時間** 1日あたり 2~3 時間程度 (午前または午後)

**備考** ボランティア受入にあたり、援農ボランティア紹介農家登録が必要となります。

**問合せ先** 稲城市役所経済課農政係 042-378-2111 (内線 673)

## タウンビーバー(剪定枝破碎処理車)が新しくなります！

現在、多くの方々にご利用いただいているタウンビーバー(剪定枝破碎処理車)ですが、車両の経年劣化により更新を行います。

果樹園などから排出される剪定枝をチップ化し、堆肥などに再利用できる機能を搭載しており、環境保全にも繋がります。是非とも積極的なご活用をお願いいたします。

納車は、2025年9月頃を予定しています。

なお、更新に伴い、利用料金の見直しも行う予定です。

**【問合せ先】** 稲城市役所経済課 TEL042-378-2111 内線 673  
農業委員会事務局 TEL042-378-2111 内線 675

## 農業委員会からのお知らせ

### 1 農地利用状況調査について

別紙資料をご参照ください。

### 2 生産緑地地区における管理基準

別紙資料をご参照ください。

### 3 日常の農地管理について

- ★ 農地（宅地並み課税を選択している）を住宅や駐車場等に転用（農地以外での利用）する場合は、農業委員会への届出が必要です。転用をお考えの方で不明な点がある場合は、地元農業委員または農業委員会事務局へお問い合わせください。
- ★ 農地法によらない農地の権利取得についても、農業委員会へ取得の届出の義務があります。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。
- ★ 農薬を使用する際には、事前に農薬散布を周知し、できるだけ近隣に影響が出ないよう強風時や通勤・通学の時間帯を避けて行ってください。また、長期間放置された農薬（粉剤）は自然発火する恐れがあります。農薬の管理につきましても、農薬容器のラベル（記載事項）をよく読み、適切な取り扱いをお願いします。

## 新規申込募集！

### ★農業者年金

積立方式（確定拠出型）の公的年金です。貯金をする感覚で、貯蓄の一部を将来の為に積立てることができます。保険料は社会保険料控除に該当します。

**加入要件:**次の3つすべてに当てはまる方

- ・20歳以上60歳未満
- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業従事

### ★全国農業新聞

- ・毎週金曜日発行（月4回／全国農業会議）
- ・農業経営に役立つ情報が満載の新聞です。
- ・購読料700円／月（送料・税込）

**【問合せ先】** 農業委員会事務局 TEL042-378-2111 内線 675

